

紀美野町第3回定例会会議録

令和5年9月20日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年9月20日（水）午前9時00分開議

第1 議案第66号 工事請負契約の締結について

第2 一般質問

○会議に付した事件

日程第1から日程2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	七良裕光
8番	北道勝彦
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	美野勝男

○欠席議員

4番 藤井基彰

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
消 防 長	家 本 宏
総 務 課 長	坂 詳 吾
企 画 管 財 課 長	中 前 貴 康
住 民 課 長	東 浦 功 三
税 務 課 長	坂 昌 美
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	米 田 和 弘
教 育 次 長	曲 里 充 司
会 計 管 理 者	太 田 具 文
水 道 課 長	長 生 正 信
ま ち づ くり 課 長	湯 上 増 巳
美 里 支 所 長	(湯上 増巳)
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

藤井議員から欠席届が出ていますので、報告をします。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） 本日、執行部から議案第66号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明のみとして、明日21日予定の本会議において審議・採決を行うことになりましたので報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第66号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。

家本消防長。

（消防長 家本 宏 登壇）

○消防長（家本 宏） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。併せて議案説明資料を御高覧ください。

議案第66号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月20日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的は、紀美野町消防庁舎新築工事でございます。

契約の方法は指名競争入札。契約金額は8億7,890万円で、契約の相手方は、和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1429、中平建設株式会社代表取締役、中平孝治でございます。

説明資料に記載のとおり、令和5年8月31日に入札を行い、調査基準価格を下回る

入札であったため落札を保留し、9月15日の紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て、仮契約を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は7人です。本日は4人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） おはようございます。

それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、6月2日発生の大雨による洪水被害から見た今後の対策についてお聞きしたいと思います。

6月の洪水は、私たちにとって経験したことのない大変なものでございました。被災された皆さんの御努力はもちろん、多くのボランティアの皆さん方の御協力である程度の復旧されてきているというふうにお見受けします。ある方はネットに、今日はこれだけ工事が進んだ、流出した家電や食器をこれだけそろえたなどの投稿されていて、それを見ると改めて気の毒なことというふうに思いました。そのほかにも、たくさんの方々が不自由な思いをされたり、たくさん費用を使われたと思います。そういうようなことで、やっと復旧が、最近店が再開した、あるいは家で住むようになることができたとか、そんなふうなニュースも聞いているわけでございますけれども、しかし一方で、原因となった河川のほうはどうかというと、洪水が起こる前と何ら変わっていない、そのように思います。

まず、洪水が発生するという事は、命を守るということがまず大事であります。そ

のためにもハザードマップは必要であります。6月議会では、このハザードマップを早急に作成して公表されると、こういうふうに答弁いただきました。それはどうなってるのか、まずお聞きしておきたいと思います。

また、西野から釜滝にかかるところにあります蓑原橋ですけれども、以前15年前の水害ときには問題あるんじゃないかということに対しまして、そのときは問題ないというふうな答弁でありました。この間の6月議会ではお認めになったわけでございますけれども、6月の水害から3か月ということでございますが、この橋を含めロックシェルターの付近があそこの西野・釜滝については大きな問題だと。ここのところで、二つの大きな水害のところが原因がある程度見えてるんですよ。この西野・釜滝についてはちょうどじょうごのように東野、西野のほうから流れてきた水がロックシェルターの部分できゅっと、まさにネック、絞られて、そこで大きな被害が出てるというふうに思います。これについてどうであるのか。

また、庄原の浚渫ですね。今見ましたら、先ほど、前の状況と変わらんというふうに申しましたけれども、庄原については前より悪くなってるんですよ。今日はちょっと写真が出せないことになったのでお見せできないんですけども、現場に行ってもうたらずぐ分かると思うんですけども、もう相当土砂が堆積してると。

ここのところの問題は、以前県のほうが工事をしたそうなんですけども、右岸のほうを切ったということですけども、あの問題は左岸のほうに大きな問題あるんですよ。カーブしていますから、左岸のところでぶつかって、あの辺でぐるぐる水が回ってたと。水位が上がって、周辺の家々を床上浸水というような状況に被害をもたらしたということでございますけれども、この辺のところですね。このまま行けば、せっかく今まで努力されて、いよいよ家がまたつかることになったと、そういうことにまたなってしまうという、そういう大変な状況になっているんじゃないかと、そういう心配をされます。これから台風シーズンを控え、いつ前のような線状降水帯が発生するかも分からないと、そういうふうなことからお考えをお聞きしたいと思います。

次に、町の仕事の外部委託についてお聞きしたいと思います。

最近、ホーユーという給食調理業務を行う会社が各地で給食の提供を停止するというを起こしています。この会社と契約を結んでいた学校などは慌てて弁当を調達するなど対応に追われたようであります。この会社は、近々破産の申請をするそうでありまして、教育委員会としてはそれに対して法的手段も含めて検討すると、こういう

ふうな大変なことになってきています。この会社は、入札の応札額が低過ぎたことが問題であったようでありますけれども、労働者が足りないと、こういうふうな問題が起ってきています。

ある話では、ここでベトナムからの実習生の方を使用していて、この方々が非常に安い、3か月3万円でしたか、そんなふうなことがネットで出ておりましたけれども、こういうふうには、非常に労働者の問題が大きなことになってきてるわけでございますけれども、何にしても、会社のほうは破産宣告とか、あるいは倒産ということで終いになりますね、そのこと自体は大変ですが。町はしかし、サービスの提供を休むことはできません。ですから、このことについて、町内のサービスの提供ということを重要視するならば、町外から移住された方たちの力を借りるなどしながら、外部委託について見直しをしていくことが必要ではないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、デマンド乗り合いタクシーについてお聞きします。

バス・タクシー乗車補助券について、町が非課税の枠をなくしたことと、この制度の周知が進んでいることから利用券を申請したという声をよく聞くようになりました。不便だった交通利便の改善となっていると思うのですが、月に1,000円、年間で1万2,000円ではすぐになくなってしまいます。以前から総務文教常任委員会が要望したように、デマンド乗り合いタクシーが必要と思われませんが見解をお聞きしたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてお聞きします。

マイナンバーカードについてはですね、全国的にひもづけの問題から名前が変わっていたとかいろんな不祥事が起こってきています。これは、このことについて、町のカード発給していく事業でありますから、町として、現在ある国保保険証などで十分間に合っていることに対して、わざわざマイナンバーカードを入れる必要もないというふうに考えますが、事業の中止について見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) おはようございます。

それでは、私のほうからは、美濃良和議員の1番目の6月2日発生の大雨による洪水被害から見た今後の対策について、及び3番目のデマンド乗り合いタクシーについての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、1番目の6月2日発生の大雨による洪水被害から見た今後の対策についての前段の部分の御質問にお答えをいたします。

ハザードマップは作成されているのかという点でございますが、平成31年3月に土砂災害ハザードマップを作成、令和3年3月には洪水ハザードマップを作成し、全戸配布を行っております。

しかしながら、洪水ハザードマップを作成した時点では、真国川及び梅本川の河川の調査が終わっておらず、貴志川のみ洪水ハザードマップとなっております。真国川及び梅本川につきましては、令和5年度末に県が調査結果を公表、告示する予定となっております。水防法に基づき、市町村は公表後3年以内にハザードマップの作成を求められることとなっております。町といたしましては、県が浸水想定分布図の公表後、速やかに真国川及び梅本川を含めたハザードマップを作成し、周知を図っていきたいと考えております。

以上、6月2日発生の大雨による洪水被害から見た今後の対策についての前段のハザードマップについての答弁とさせていただきます。

続きまして、美濃良和議員の3番目のデマンド乗り合いタクシーについての御質問にお答えいたします。

当町では、高齢者等の生活行動の範囲の拡大と社会参加の促進を図ることを目的として、令和2年度から紀美野町高齢者等外出支援タクシー・バス助成券事業を実施しております。

直近、高齢者区分の令和4年度の実績は、交付申請枚数4万5,000枚に対し、使用枚数は3万957枚、利用率は約69%となっております。さらに今年度からは住民税非課税の方という条件も撤廃し、また、満75歳以上の方のみで構成された世帯に年間1万2,000円分の助成金を配布という制限をなくし、75歳以上の方のみで構成された世帯に属する全ての方に助成券を配布しております。

また、免許返納者の年齢制限を70歳から65歳へと引き下げております。1人当た

りの金額は、現在、年間1万2,000円でございますが、この金額につきましては少ないという御意見もありますので、増額の見直しを検討しているところでございます。

さて、美濃議員御質問のデマンド乗り合いタクシーの導入についてですが、デマンド乗合タクシーのメリットとしましては、ドア・ツー・ドアによる利便性や一般のタクシーと比較して低価格の運賃で利用できることなどが挙げられます。その一方で、運行経費のコスト増加や予約から乗車までの手続が新たに発生することなどがデメリットとして挙げられます。

当町におきましても、令和2年度まで運行していたコミュニティバスの永谷線と三尾川上ヶ井箕六線をデマンド化しましたが、利用者がほぼゼロに近い状況であったため、結果的に廃線となった経緯がございます。

そこで様々な手法について研究、検討した結果、タクシー・バス助成券事業を新たに開始したものでございます。令和3年度に実施したアンケートによりますと、利用者の約62%以上が行き先を町内としており、さらに利用者の約80%以上が通院や買い物を主目的として使用されております。これらの結果から、コミュニティバスの賄い切れない箇所における補完的な側面を充分担っていると考えているところでございます。今後も利用者のニーズに応じた対応を慎重に検討してまいりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、デマンド乗り合いタクシーについての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長(米田和弘) 私からは、美濃議員御質問の1番目、6月2日発生の大
雨による洪水被害から見た今後の対策についての後段部分、蓑原橋付近と下佐々庄原付
近の対策についてお答えさせていただきます。

6月2日発生のかつて経験のない未曾有の豪雨は、短時間で集中的に降り注いだため、
河川の従来水位を大きく上回り、改めて異常な自然現象の恐怖や脅威を感じることに
なりました。

河川氾濫に対する安全確保には、河川の整備事業の定石として、護岸、河床の浚渫や
掘削による流域対策が重要であると認識していますが、工事に伴う流水の変化による周
辺への影響も大きく懸念されるため、総合的なバランスを考慮しつつ、慎重に進める必

要があると考えます。

議員御質問の西野・釜滝地区の蓑原橋付近の対策については、真国川だけでなく、県道高野口野上線等も含めての課題と認識しており、特に今回の被害は甚大であり、浸水区域や被害の検証をしっかりと行い、河川管理者である県と連携して、従来とは異なる観点からもでき得る対策を協議・検討していく必要があると考えています。

また、下佐々地区の庄原付近の浚渫等の対策についても、県の河川整備計画とは別に、先行して河川内の岩掘削や浚渫を行っていただきましたが、引き続き、今回の被害の現状を河川管理者である県に改めて説明し、広い視点ででき得る対策をさらに強く申し入れてまいりたいと考えます。

今後も引き続き、随時河川の状態を確認しながら、県当局に継続的な浚渫や改修等の意見や要望を強く行い、しっかりと協議をしながら対策を進めてまいりたいと考えています。

河川に対する保全・管理、安全確保に対し、町と県がしっかりと連携し、引き続き精一杯の努力を行ってまいりたいと考えますので、住民の皆様におかれましても、異常気象に対する災害の備えと危機管理を引き続き行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 美濃議員の2問目の町の仕事の外部委託についてお答えさせていただきます。

現在、町教育委員会では様々な会計年度任用職員の方々に関わっていただき、いろいろな事業を行っております。そんな中、担っていただいている会計年度任用職員の方々が退職された後、欠員の補充のため募集を行うのですが、なかなか応募者がなく、人手を確保できず欠員となったままとなったり、急な休みで町職員が代替で対応することも度々あり、安定的に事業を継続していくことがなかなか難しい状況となっていました。

そこで、欠員補充の心配もなく、急な用件で休んだ職員の代替スタッフも確保でき、安定した事業の継続ができるよう、学校教育支援員業務、学校校務員業務、学校給食配送・スクールバス・町バス運行管理業務、学童保育業務の4業務について、令和5年4

月から3年間民間委託を行っております。

現在のところ、業者、当該職員、学校長から順調に業務が遂行されている旨報告を受けております。

議員御提案の見直しについては現在のところ考えておりません。

以上、町の仕事の外部委託についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） 美濃議員の四つ目のマイナンバーカードについての御質問にお答えいたします。

紀美野町でのマイナンバーカードの所持者は、県の発表によりますと、8月末現在で6,586人、約80%以上の方が取得をされております。

昨今、マイナンバーカードへの健康保険証や公金受け取り口座のひもづけ等に関し、全国でトラブルがございますが、当町におきましては、そのような事例は報告されておりません。

また、マイナンバーカード事業は、町の事業ではなく国の施策として実施されているものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、市町村がマイナンバーカードの交付事務を行うことと規定されておりますので、その事務を中止することはできないと考えています。

以上、答弁といたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これから自席で起立して質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） まず、1点目の洪水に関する問題でございますけれども、ハザードマップについては、6月議会では、もうすぐにでも国・県のほうから資料をもらったので町民にお示しができると、そういうふうな答弁ではなかったんですか。ただ、うちだけじゃなくて、こういうことが県下でもあるようでございます。大体公表のめどがついていないというのが実態なんですけれども、さきの話ではもうすぐにでもできると、それはどういうことでこの違いになってるのかお聞きしたいと思います。

大体6月の災害で54か所の氾濫とかそういうふうなことが起こったらしいですね、県下。県下の54か所があった中で貴志川の支流に当たる真国川ではそのうち27か所と、圧倒的に真国川で起こっているようであります。そういうふうな大変なところでもありますので、町としても十分に町民の皆様方にお示しをしていくということが必要かと思っておりますがどうでしょうか。

それと、いろいろと答弁もいただいたんですが、災害対策基本法では、市町村の責務として、身体及び財産を災害から保護するため関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有すると、こうなってますよね。これについては、国・県の川についてはそうですけれども、住民は紀美野町の方々です。この方々をどう守るのかっていうことが我々大事なことから、今言うところの国・県等の協力を得て進めていくということをお急ぎにしなければ、いつかはそういうふうな災害が襲ってくるか分かんない。まだ今年についても、台風なんて11月頃まで来ますからね。その辺はどうですか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップについてですけれども、現在、県・国の調査がまだ終わっていないという状況でありまして、令和5年度末には一応調査結果は公表されるということになってございます。一応調査は終わったとは聞いてはございますけれども、公表はまだされておりませんので、ただ、早くこちらとしましてもハザードマップ作っていきたく思うんですけれども、やはりその公表を受けまして、それに基づきまして速やかにハザードマップを作成していきたくというふうには考えてございます。

それから、国・県等も協力しながらそういう防災対策を行っていくというのはもちろんのことでございますので、これについても早急に県のほうへ早く公表していただけるように要望してやっていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私は、ハザードマップも当然早くしていかなきゃならんと思いますけれども、先ほど県との関係で防災計画とかつくって、先ほど1回目のときに私質問させてもらったように、西野・釜滝、ここについては、まさにじょうごのような状態になってきてると。これに対して県等も大事なんだということでございますけれど

も、そういうふうに単に紀美野町だけでは済まない部分もありますけれども、これについての計画をどう進めていってもらうか。

それから庄原についても、ああいうふうに右岸だけ幾ら削ってもあかんのですよね。あの形状を見てもうたら分かるように、曲がっていて、左岸のところにぶつかって、そしてその水が回ってくると。あそこでは結局そういうことで水位が上がってきて、周辺の住宅の方々の家を床上浸水という大変な状況になってきている。そのところでかなり大きなことをしなければならんというふうに思うんですね。もちろん浚渫してもらわんと、あの水害の前よりはるかに土砂は堆積していると。今度来たらもっと大きな被害が出るというふうに心配されますけれども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の1点目の再質問ということで、議員おっしゃるのは本当にそのとおりであります。まず、6月2日の大災害を受けて、県とは当然のことながら強く要望をやり取りしております。7月31日には知事要望がありまして、従来、紀美野町は道路関係であるとか、そういった関係の要望もしてまいりましたが、今回はこの河川、6月2日の大災害を受けて河川の整備促進という点において強く要望しております。

河川の整備促進の一つ目は、貴志川の計画的な改修整備、二つ目は真国川の件であります。特に、真国川につきましては、計画的なということを超えて抜本的な対策をお願いしたいということを強く知事にも要望しておりますし、担当部局にもその旨は強く要望しております。今後どういう形でその計画を進めていくかということが、これからになるんですが、なかなか大きなことになっていくかと思しますので、十分協議をしながらということになります。

貴志川については、河川の整備計画は進めていただいているんですが、それは計画的に下流から進んでいくということになりますので、それを待っているんじゃなくて、特に必要な箇所については浚渫等の対策を速やかに早くやってくれという要望もこれは強くしているところございます。

計画的に議事もおっしゃられましたけど、これは地域防災計画のことであると思います。地域防災計画については、いろんな関係機関の方々に入っていていただいて計画をつくっております。当然その中に、河川の関係であれば、特に水害の関係であれば、水位がどれぐらい上がってきたときにどういう指示を出すかとか、水防団待機水位がどん

だけ、氾濫危険水位はどんだけとかっていうのは計画にもうたっておりまして、計画に基づいて進めているというようなところであります。

いずれにしましても、まだまだ9月、10月で今年はまだ台風が来るおそれも十分ありますので、我々も検証してる中でどんな対応をしていくかということもしっかり検討して、住民の方々の命を守るということを大前提、大優先にして対応してまいりたいと、このように考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、町長のほうからいろいろと答弁いただいたんですけども、しかし、何せもう今時点でまた来るか分からない。今までは想定外でしたけれども、もうこれから、来た以上はこれが一つの基準になるかというふうに思います。

大きな河川の形状を変えていくということについては、なかなか一気に行かんかも分かりませんが、その部分で、今とりあえずどうしていくんかということが必要じゃないかというふうに思うんですね。今それについてどうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員おっしゃるとおりだと思います。大きな計画についてはやはり年数もかかるかもしれません。しかしながら、それを待ってるんじゃなくて今すぐしなければいけない、特にしゅんせつであるとかそんなことについてはできるだけ早く実施、やってもらうということで、これも県当局には強い要望を出しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もちろん町長さんは、うちの町の町長さんですから、住民を守るということ、これも大事なことでありますから、何ともしない、町民の皆さん方には憲法で保障されているように、そこに住むという住居の自由というのがありますから、できれば変わってもらえれば一番安心かというふうに思いますけれども、町がそれだけ保障できればいいんですが、とりあえず今のところでもう二度とああいうふうなものあってもらっては、おそらくこの町にいられないというふうなことにもなりかねないような大きなものであったかというふうに思うんですね。そういうことで浚渫等の要望を出してるということでございますけれども、その計画については、県とはどういうふうに詰められているんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今回の大水害というのは、28水害以来70年ぶりと言われておりますけども、じゃあ次は70年後というふうなことは全く考えておりません。いつどこで線状降水帯が発生して、今回と同じような大雨が降るかも分からんというのは、だからそういうことは常に緊張感を持って対応しておりますし、していくんですが、今議員言われているように、具体的に浚渫はいつ頃とかっていう計画については、そこまでの細かい日程とかはまだまだ確認はできておりません。県も貴志川含めて相当な箇所河川も被害を受けてるという中でのございますので、当町とすれば、特に必要などころについては早急をお願いしたいということ強く申し入れると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そこに住む方々にとっては大変なことだと思います。町長はそういうふうにおっしゃっておられますけれども、これもいつ来るか分からん、もう明日来るかも分からんというふうな状況の中でおられる方々に対して安心してここで住んでもらうということについては、それなりの安心してもらうための何らかの、言うなれば、もう工事がすぐ目の前にかかれば一番安心されると思いますけれども、何らかの安心してもらえるような対策ということが必要ではないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 6月2日の発生、そしてそれは金曜日でした。3日、4日の土日で私も町内の大きな被害を受けたところへお見舞いに回らしてもらって、特に西野地区にも3日、4日で行かせてもって、庄原のほうとかあちこち行かせもらって、皆さんの本当に御苦労というんですかね、それはもうその場で実感もしております。

議員言われるように、安心して住んでもらえるような対策をとというのは、もう一日も早くというのは私も当然願っているところでございます。ただ今すぐにじゃあどうするこうするとかってというのはなかなかできないかなという点は、もどかしい点もありますけれども、しかしながら、まずは自分の身を守ってもらう、命を守ってもらうということはやはり最優先に考えて今後対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことであるということです。早急にということですか、強く県のほうへの申入れ、我々議会が行っていいんでしたら議会もということでございますけれども、そういうふうなことで、県のほうが早く動いてもらうということについて願うものでありますけれども、もう1個、先ほどお話あったハザードマップについて、6月議会ではもうすぐに国・県から資料が来てるようなお話があったんで、あれは間違いやったんですか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） ハザードマップにつきましては、一応資料というか大体の概要図みたいなのは一応届いてるということでございますけれども、ただそれはまだ現時点で正確なものといえますか、公表されたものではございませんし、ちょっとまだ大体の目安という形でいただいている程度でございますので、現時点ではまだちょっと精査の必要があるということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それではすぐに公表できるということについては間違いであったということであるわけですね。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） すみません。私、すぐに公表できると言ったかどうか定かではないんですけども、公表自体はやはり5年度末ぐらいになるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これはなかなか詰みにくい部分ですけども、何にしても今現状としてはハザードマップもできてないし、工事についても我々は大変心配しているという段階のところまで終わっているわけでございますけれども、それを早く実現してもらうように、それぞれの部門ごとの要望を強めてもらいたいと思います。一応これについてはこれで終わります。

次に、デマンドでしたよね、2番目は。町の仕事ですね。についてお聞きしたいと思います。

大変働いてくれる方々が少なく、このままではサービスの提供ができなくなってくると、そういうことから、今そういうふうに外部委託ということに、指定管理というふうな形になっているというふうなことでございましたけれども、私聞いた話では、この形態になる前ですね。例えば、学童保育については自分らで休まれる方の穴埋めとか、いろんな形をしてるんだというふうに聞きました。それが一気にこういうふうに行ったことについて、非常に私は不思議なものもございますし、それから給食の配送についても、これはシルバー人材センターですから、まだそのところで、人材センターのほうで責任を持ってくれるものではないですか。そんな等々を考えても、ここに一気に行ってしまったというふうなことについて私は非常に心配するものであります。

1回目の質問のとおり、結構移住者の方々に仕事を求めておられる方があったり、やってくれてる方があると思うんです。その方々をどういうふうに働いてもらうのかというふうに考えれば、こういうふうに業者に依存するというふうな形にならずに済んだのではないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先ほどの美濃議員の御質問ですが、学童保育の中でももちろん職員同士でやりくりしてシフトの段取りとかもやっていただいております。ですが、どうしても急な休みというのは避けられませんので、その間代替の人というのがなかなか確保できない状態でありましたので、町の職員、担当が一時的に学童保育に入るというようなことも度々発生はしておりました。そのような関係もあって、業者の民間委託という選択肢が見えてきたというのもありますし、先ほど、移住者の職を求めるとい、その先としてどうなのかという御質問なんですが、先日も給食調理員に欠員が出まして募集は行いました。ですが、なかなか応募者もなく、結果的に1名の応募だけで終わってしまったというのがありますので、現在のところもなかなかこちらから求める職の方になかなか応募者がいないという状況が相変わらず続いているのかなというのが大体実感しているところでございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 教育委員会の皆さん方の御努力っていうんですか、苦勞は分かるんですけども、しかし、このところでやっぱり、町のほうでそういうふうな確固とした体制を整えていくってことが、先に言いましたように、今あるシダックスはどうなるっていうふうなことを言うてるのではないんですけれども、外部委託ってこと

になってまいりますとそんなこともあり得ると。シダックス自体も今確かに働く人を求めて、海南なんかで聞いてみてもそういうふうな会社が人探しに必死になってると、こんなふうな話も聞いたりします。これはもう、うちだけじゃなくて、そういうふうになってるんじゃないかというふうに思うんですけれども、もう一遍目先を変えてみる必要があるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先ほどの答弁とちょっと重複はするんですけど、先ほども申し上げたとおりに、なかなか会計年度さんの募集にしても思うような応募者がいないという状況は引き続き続いております。特に先ほど申し上げた4業務につきましては、人が物すごく主軸になる事業にはなりません。ですのでなかなか欠員のまま事業を遂行するというのが非常に難しい事業にはなってきます。ですので、業者に丸投げというわけではないんですけども、もちろん業者の力は借りながら、私どもでも職員、目ぼしい方がいらっしゃらないかということでの対応もしつつ、業者の力も借りるということで現在事業の継続は実施しているという状況でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 教育委員会の、さきに言いましたが、御苦勞とかですね、そういう面は十分分かるんです。しかし、そういう努力が必要じゃないかというふうに思うんですが、例えば、今シダックスに、前の説明で言いましたら、働いてる人々に対する方々に対する賃金や、あるいはお金を渡すと、その部分のお金と、それからシダックス自体に1,000万円のお金を渡してるんですよ。そういうふうにあれで見たら、町の職員を、そこで担当する職員の方を町の職員として入ってもらって、その方にそういうふうな人の対策をやってもらおうと。そういうようなことも考えられるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 町の職員のほうへ引き込むというふうなお話ではあったんですが、なかなか町の職員になるというのも難しい状況もあります。企業さんは企業さんで横のネットワーク、幾つもの受託実績があって横でつながっておりますので他市町村との職員の融通というのも現在行っているようであります。ですが、なかなか、私着任して5年にはなるんですけど、ずっと恒常的に職員の不足というのが続いております状況でありましたので、どうしても業者さんのお力をお借りをした上で、事業の安定的な

遂行をするというのが必要ではないかということで、現在も進めているというような状況にはなってございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろと苦労されてるというふうに感じられるんですけども、しかし、やっぱりうちの町でそういうことを安定的にやっていくということがまず大事かというふうに思います。

それで、さきに言いましたように、学童保育については、そういう指導員の皆さん方ですか、現場見たら私も思ったんですけど、たくさんの子どもたちですね、野上小学校ですか、と下神野になるんですけども、野上見てみましたら、3か所に、体育館の2階、それから体育館、それから給食を一緒に食べる場所ですね、あのところに別れていて、先生方が、指導員の皆さん方が本当にチームワークで合わせてやらなければやっていけないんじゃないかなと。そこで、こういう会社のほうから突然海南の人が、あるいは和歌山の人 came ときに、そういうふうな方々とのチームワークが取れるのかどうか。そこでいったらもう町内の中で、自分たちの気の合う方を入れていただいてやっていくということがやはりベターじゃないんですかね。そういうふうなことについてどうでしょうか、やっていけませんか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） もちろん職場でのチームワークというのは非常に大切だとは認識しております。ですので、業者委託する際には、現在のいる方を優先的に雇用していただくということの条件の下、現在の事業も実施しております。結果、町が直営していたときと同じ方が引き続き全ての業務に従事をしていただいているという状況にはなってございます。かつ、現在のところ事務所を役場下に構えております。業者さんの責任者の方、それから事務の補助の方につきましても、定期的にそれぞれの職場を訪問していただいて、職員さんとのコミュニケーションを絶えずいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） あと、その方々との関係で、前は会計年度の職員の皆さん方でやってこられたと。それが今度からは会社で働いていた方が、そのとき働いていた方々が、身分が町の会計年度から会社の従業員と、こういうふうなことになっていくわ

けでございますけれども、当然その方々の処遇の改善等も含めてしとかんかったら、やっぱり長く働いていただくと、そういう長く働いていただく方々が本当に大事かというふうに思うんですね。そういうふうな点からのこともあるかと思います。やっぱり突然和歌山の方がやってきた、その方々との状況等も考えた場合、もう少し町のほうで考える、先ほど言いましたようにシダックスに1,000万渡すんだったら町のほうでその予算を使ってやっていけるんじゃないかと、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 先ほどの答弁ともいろいろ重複はするんですが、なかなか町単独で人の確保というのが思うようにはできないという現状がありました。その上で今回業者委託をするような形にはなってます。もちろん業者委託して町との、今まで従業員の方との関係性が薄れるというものではなくて、あくまでも現場の訪問であったり、定期的な業者さんとの情報交換を重ねて、現場の課題解決も一緒になって行っているという状況でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） なかなか、やり取りしてもそれについて考えていただくということについての答弁がいただけないんですけれども、やっぱり私は心配するのがこのような時代になってくると、労働者が足りない、そういうことで、次長さんの答弁からしても、近くでそういう方の補充ができないということでしたら、遠くから連れてくる可能性があるわけなんですけれども、その方々とうまくいくのかどうか。それがサービスを受ける側のこどもたちですね、その方々ときちんとサービスが提供できるのかということが私は心配でなりません。特に学童保育なんて本当にもう危険と、こどもたちのこの安全を守らなあかんという危険と隣り合わせで指導員の皆さん方がやってくれてるという、このチームワークというのがいかに大事かというふうに私は思うんですけれども、その辺について大丈夫であるのか。あと、けがしたらそれに対して保険とか何とかっていうふうな、そんな対応の問題ではないというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうであるのか。

それから、もう一回聞きますけれども、町外からこの町に住みついてこられて、仕事を探している方々に対しての仕事の提供というふうなことについては考えられないのかどうか。それについてももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 今、美濃議員の再質問にお答えします。

長く働いていただくことは非常に大切じゃないかというお話ありました。そのとおりだと思うんです。働いていただく方を我々も大切にしながらですね、こどもたちが安心して過ごせるようにしていくっていうのは、これは当然のことでありまして、こどもたちの安全・安心、けが、そういうことは当然起こることでもありますんで、その対処についてしっかりしたことを備えておくと、これも大事だと思うんです。

そういったことを続けながらも、もちろん欠員が生じた場合は、募集をずっと続けるわけですが、それでもどうしても欠員が生じてうまくいかないっていう場合については、より大きな規模であるシダックスのほうから助けてくれるということになっています。

それで、先ほど次長からもお話させてもらったように、決して我々はシダックスに丸投げしてるわけじゃなくて、定期的に定例会議を持ちまして、いろんな情報交換や情報の共有をしまして、それに対して解決策を検討すると、そういうような会議もしておりますし、私も学校長とかね、あるいは指導員の方々にどうですかっていう、常に様子を聞いておりますが、学校長も、それから指導員の方も特に不満の声は聞かれません。順調に行ってるというふうに思っております。学校、教育委員会、それから委託業者、この3者が常にトライアングルで肩を組んで、一緒にこどもたちの保育に当たるというこの姿勢を続けながら、より充実した学童保育、そういった運営に努めていきたいというふうに思ってますので御理解をお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これなかなか、何て言うんですか、答弁が私としたら前に進んでいかないなというふうに思うんですけれども、何にしても、本当にこどもたちにとって安全で、そして十分なサービスしていくという点で、さっきのホーユーのように、もし外部の業者の方が何らかの理由で、特定した業者っていうんじゃないですけれども、町外から外部委託した業者が撤退ということになった場合に、町が十分な対策というようなことが私は大事かというふうに思います。これについては今後十分に検討していただきながら、そういうサービスが切れることなく、また、サービスを受ける方々が安心また安全であって、当然なんですけれども、安心のサービスを受けられるということを前提に進めていってもらいたいと思います。これはもう要望しておきます。

次に、デマンドなんですけれども、今、答弁で62%の方が町内で使ったと。また80%が買い物に使ってくれたと。これは非常にありがたいんですけれども、これの調査で、もう少ししていただけるのであれば、地域はどうなんですか。非常に広い、紀美野町は大変広いんですよ。例えば長谷毛原というふうなところ、あるいは真国、上真国とかっていうことになってまいりますと、非常に1回の動く距離が長いと。ですから、何べんも使えないっていう状況になっていくんですよ。そういうふうなことを考えて、やはり何べんでも使えるというふうなデマンドタクシーの、そういう必要があるんじゃないかということでお聞きしてるんですけれども、その辺については、町内の皆さん方が平等にこのサービスを受けられてるかどうか、その辺についてはどうですか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるように地域差というのがございます。東のほうにつきましては、例えば厚生病院であるとか、そちらへ来るときにはかなり費用はやはりかかるということもございます。ただ目的としましては、全てが下といたしますか、西側へ出てくるということでもございませぬし、やはり東側へ行かれる方も最近は増えているというふうにも考えられます。

その費用につきましては、先ほども言いましたけども、1万2,000円ということで、ちょっと少ないというお声もありますので、それについてはまたちょっと増額の部分については今検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今の答弁でしたら、住民の方々が町内の西のほうに行く人もいれば東のほうに行く人もあると、それは確かに行くのは自由ですけど、そういうふうな結論になってるんですか。住民の方々は。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 結論といたしますか、そういうことも考えられるということでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことだと思うんですよ。実際のところは西のほうに来てくれる方が圧倒的に多いと。だって買い物についてもこちらのほうに来られる、

また病院も、やはり診療所はありますけれども、診療所には診療所の特別のタクシーの制度がありますよね。これはこれで大変結構なんですけれども、それ以外の方々が利用されるについて、やっぱり総合病院的な、または入院を考えた場合に西のほうに来なければならない。そうなってきたら、非常に回数という点では、西のほうに住んでおられる方々と東のほうに住んでおられる方々で平等ということにはならんというふうに思うんですよ。それはどういうふうに把握されてますか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 平等か平等でないかと言いましてもなかなか難しい部分がございます。やはり目的地によって、人によって目的地はやっぱり違うということもありますんで、一概にそれを、この人がここへ行くのでその分を増やすとか、なかなかそういったことというのは難しいというふうには考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、答弁いただいたんですけど、基本的にやっぱり私の言うようにそういうふうな差が出てると。普通にタクシーで走った場合に、東から30キロ走ったら片道で数千円になってしまうじゃないですか。往復になったら1万円を当然超えると。今配布している乗車協券は1万2,000円ですか、そんなものすぐになくなってしまふんですよね、残念ながら。なかったものがあるようになったんですが、それは前進ですけれども。そんなふうなことを考えた場合に、やはりもう少し考えていかなければ、町民みんながどこに住もうとという憲法の22条に照らしてもちょっとおかしくなるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。いろいろ議員から御提案をいただいているということでありがとうございます。令和3年度から、それまでのコミュニティバスオンリーであったところに加えてタクシー乗車補助という、スタートをいたしました。これについてはもちろんタクシーで使っていただいてもいいし、コミバスで使っていただいてもいいし、それは実際使う方々がそれぞれ自分で考えて使っていただいているということであります。

先ほど課長も申したように、スタートして、今年度からその条件を大変緩和して、皆

さんに使ってもらいやすいような形に令和5年度に大きく変えました。ただ、金額的には、今年度はまだよう変えてはないんですが、住民の要望も大きくて、月1,000円、年間1万2,000円ってこれは何とかもう少し増やしていきたいなと思っております。そこから先は住民の方々がどういう形で利用されるかというのは、もうそれぞれで判断していただくことになろうかと思えます。町民の方々には住んでるところを、例えばですよ、奥やからたくさん、西のほうから少ないってそういうことはありません。皆さんに公平に同じ金額を交付させていただいて、それを利用していただくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 答弁ありがとうございます。条件も考えていただくということで、それは大いに評価したいと思うんですけども、何にしても、私思うんですけども、機械的平等というわけにいかんと思うんですよ。ですから、利用したい方々っていうふうなことで考えれば、これはそういうふうに、今だんだんと広がってきているデマンド乗り合いタクシーですか、そういうふうな制度でやっていただくことが一番ベターであるかというふうに思います。だんだんとは改善はされてる。それについては大いに評価させていただくんですけども、しかしまだまだそんな声っていうんですか、これでは足りないんだよ、何とかしてもらいたいという声は私の耳には入ってきます。そういうふうなことを踏まえてさらに検討してもらいたいと思います。今日はこれで置きます。

次に、マイナンバーですね。

現在80%の方々が取得されたということでありまして。しかし、これは別になかっても何か支障があるんですか。あつて心配されることありますけども、なかって心配することがないという、そんな類いのものではないですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

カードがなくても支障があるのか、ないのか。マイナンバーカードも取得っていうのは御本人さんの申請に基づいて交付されるものでございます。御本人さんが必要でないとお考えになるのであれば、申請しなければ交付は行いません。そういうことでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、それによって住民の方々が不利になるという、そういうことはないんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） マイナンバーカードを持つことによって住民の方が不利になるということはちょっと考えてはおりません。私らも国の施策に基づいて、利便性もございますので、今もそういうトラブルもございますが、それを御本人さんが御判断していただいて、申請をする、しないっていうのは御本人さんに決めていただくと、そういう形になっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 例えば病院に行ったり、薬局に行ったりした場合にマイナンバーのカードがなければ負担が違うと、こういうふうなことについてどうですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） マイナンバーカードをお持ちの方であれば、病院を受診するときに受診料の中で若干お安くなるという話は聞いております。それは持っていることによって不利になるものではないと考えています。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時15分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 失礼いたしました。マイナンバーカードを持っていなかった場合に不利になるかっていう御質問でございますが、マイナンバーカードを持つことによって、国の施策によっていろいろ特典ございます。

まず、マイナンバーカードをお持ちになることによって、これはもう9月の末で一つ

終わりましたが、マイナポイントの取得というのがございます。マイナンバーカードを持っていらっしやってもポイント申請しなかった方もいらっしやるんですが、マイナンバーカードを持つことによって、取得することによって、そのポイントを得る権利がございませう。

それと、健康保険証とひもづけることによって健康保険証の代わりにマイナンバーカードで受診することができますので、マイナンバーカードを持っておると今までの、御本人さんの承諾を得てですが、今までの受診履歴であるとか薬の服用であるとか、そういうのが医師が確認できると。マイナンバーカードを持ってない方はちょっとそこまではってということもあるということでございます。

様々あると思うんですが、あと、公金受け取り口座の登録をされることによって、マイナンバーカードをお持ちの方はその登録をすることで、前のような給付金があった場合に迅速にそれが振り込まれると。その際、持っていらっしやらない方は、手続が必要になるのではないかと、そういう形で、持っていることによつての利点ってというのはあるとは考えてます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今後、運転免許証も入れるっていうんですね。このカードを落とした場合、再発行してもらわなんと。これどのぐらいかかりますか。再発行の時間。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 再発行の時間っていうのは、町でマイナンバーカードを発券しているわけではございませぬ。発券義務があるのは地方公共団体情報システム機構というところでございます。国のほうでは、発券をするのに今まで時間がかかっておったんですが、それを短縮していきたいというふうな考えがあるようでございませう。

再発行の期間については2週間以内とされておるようでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そうすると2週間無携帯ということにつながるんですね。もっと長いような話を以前聞いたんですけれども、今、課長さんの答弁でしたら2週間ということですが、そういうふうなことにもなってくると。

それから、今言われたように、いろんなその情報がマイナンバーのほうで分かるとするならば、調べようと思えば所得に関するところ、また生活に関する、どのようなものを食べてるんかとか生活程度にまで言及してくると、こういう非常に問題があるのではないかと思うんですね。

今現在それがなくても十分に生活をしてるわけですから、その辺、あえていろんなプライバシーが侵害されるようなことについても問題があるかと。その辺について、町民の皆さん方にそういうふうな負担をかけるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほど免許証のお話が出たと思いますが、国がそういう方針でおるということは聞いておるんですが、まだ詳しいお話は何も町のほうには来ておりません。ですので、ちょっと持っていない期間が出たときの対応であるとか、落とした場合の対応であるとかってというのは、免許証としてですが、どうやって免許証の代替するのかってというのは、ちょっと私らも把握しかねておるところでございます。

また、所得であるとかプライバシーの侵害については、法律のほうでそういったことはできないことになっておりますので、その部分につきましても御説明はさせていただきます。心配される方もいらっしゃると思います。ですので、その部分であるとか、先ほど申し上げましたマイナンバーカードを持つことによる利点であるとか、そこら辺を御説明させていただいて、御本人さんの申請に基づいて申請、それからもうそこでやめますって言った場合には、それはもう申請しないと、そこは御本人さんの御判断でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） こういうふうなカードを発行している国というのは結構あるようですけれども、こういうふうになんでもかんでもひもづけできるようなことをしている国ってというのは幾つあるわけですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 申し訳ございません。幾つの国があるかっていうのは把握しておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 大体マイナポイントをつけなければ取得してもらえないということ自体が、そんだけ我々、サービスというんですか、我々のほうにとって不利になるという心配があるからっていうふうに思われます。実際、いろんなところでこのカードを1枚に何もかもが入ってしまって落としてしまうということについては、いろんな不利になっていくと。1個にまとめれば当然そうやってきますよね。ですから、現在のところ何ら支障はないならば、現在の状況が続けていくための要望するべきではないかというふうに思いますが、それについてどうでしょうか。国とか関係機関に対して。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

議員言われてる件であります。これは国が法律に基づいて進めていることであります。現在、健康保険証であるとか口座とのという、ずっとやってて、それは課長も申したように強制でも何でもなくて、本人の申請に基づいてひもづけをされてるということでもありますし、今後、運転免許証というお話も、もちろんあるわけですが、それについても、いやそれは嫌だよという方は当然ひもづけはしないだろうというふうには思っております。そこはそれぞれがそれぞれで判断していただいて、ひもづけする、しないの判断をしていただければいいということでもありますので、このことに対して国に要望するとかっていうことは、そういうことは特に考えてはございません。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） やっぱりこの問題についてはこの段階では終わらんと。一説によったら子どももマイナンバーを取らせると、それについては成績まで載せるっていうふうな話も聞いたりするんですけども、まさに私たちにとってプライバシーはなくなってしまう。そういうふうなことになってきた場合、何もかもが分かっちゃうんですね。所得どれぐらいの人が大体どんなものを食べてどんな生活をしていると。これもう税金を察知する上で非常に、いろいろとする上では非常に有利なものになっていくと、そんなこともあつたりします。いろんな形で所得と、それから子どもたちの成績、どんなんになってるんかとか、いろんなところで心配される場所、あつてはならんというふうに思うんです。大体、ポイントをつけなければやってくれやんというようなことについては、これは何らかのことがあるというのが当たり前かというふうに思うんで

すよね。

現行で、さっきから言ってるように、現在の保険証等もあつたりして何ら問題がないところにわざわざこんな制度入れてくると、そこに大きな問題があると思います。そういう点で、やはりもう一度、国とかそういうような機関に対して、そういうものについて必要ないということについての、現行どおりの状況を保つように要望すると、これはもう要望で止めます。

○議長（美野勝男） 以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時29分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

○議長（美野勝男） 続いて、10番、伊都堅仁議員。

(10番 伊都堅仁 登壇)

○10番（伊都堅仁） それでは、まず最初に、6月2日の紀美野町の降雨災害についての6月30日のNHKの放送についてということで、去る6月2日、海南・海草地域に線状降水帯が発生し、今まで経験したことのないような大雨となりました。海南市では日方川や亀の川の氾濫で大規模、広範囲に浸水被害が発生し、また、紀美野町でも真国川流域の釜滝・西野地区、下佐々の庄原地区で人家が浸水する被害を受けたということですが、この件について、6月30日の午後7時前のNHKギュギュっと和歌山で取り上げられ、海南市、紀美野町は災害対策室を設置していなかった。紀の川市やかたぎ町は設置していた。海南市は対策室設置をしていなかったけれど、災害規模が大きかったことで他の自治体と同様に災害救助法の適用を受けることができたけども、紀美野町は災害の度合いは小さくはなかったけども規模が規定に達しなかったことで災害救助法の適用を受けることができず、そのために対策が遅れてしまった。こういう内容でありました。行政の怠慢と言わんばかりの放送だったのですが、なぜ対策室が設置されていなかったのかも含め、当時の状況を整理しておく必要があると考え、質問をすることにしました。よろしく申し上げます。

2番目に、絶滅危惧種ニホンアカガエルの文化財保護条例の適用についてということで、前回の質問に引き続きニホンアカガエルの文化財保護条例適用について御質問します。

まず最初に、教育委員会のニホンアカガエルに対する認識についてということで、前回全く認識をされていなかったような感じだったので、今回改めてそのことをお聞きしたいと思います。

また、2番目に、9月7日に審議会が開かれたと聞いておりますが、進行状況について説明をいただきたいということで、以上です。

(10番 伊都堅仁 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、私のほうからは、伊都議員の1番目の6月2日の紀美野町の降雨災害についての6月30日のNHKの放送についての御質問にお答えをいたします。

役場では、6月2日の9時9分の大雨洪水警報発令に伴い警戒態勢となりました。その後、11時30分に配備体制1号を発令。災害対応職員数は107名でございます。また、12時30分には配備体制2号を発令し、全職員、災害対応職員数164名で災害対応に当たっております。配備体制2号を維持し、対応しており、災害対策本部は設置しませんでした。実質的には町長をトップとする災害対策本部としての機能を果たしていたものと考えております。

今後は、状況に応じて適切に災害対策本部を設置し、災害対応に当たっていきたくと考えております。

以上、6月2日の紀美野町の降雨災害についての6月30日のNHKの放送についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長(曲里充司) 伊都議員の2問目の一つ目、ニホンアカガエルへの認識についてお答えさせていただきます。

ニホンアカガエルは、水田付近や森林の周囲、草地などに生息している体長3センチ

から7.5センチほどの体色は赤褐色、背中の左右に黄色い線が真っすぐ平行に走っているカエルで、本州や四国、九州、大隅諸島などの島嶼にも見られる日本の固有種です。和歌山県内では、かつて田辺市でも発見されましたが、現在、紀南地方では絶滅したと言われております。また、紀北地方では、和歌山市や海南市、有田川町、岩出市、紀の川市、橋本市などでも確認されています。

ニホンアカガエルは、和歌山県として保全の対象とすべきものを明らかにするため発行された和歌山県レッドデータブックでは、2001年に絶滅危惧2類に、2012年には絶滅危惧1類に分類されています。選定理由には、生息環境は森林周辺に池、水田、湿地があることが必要である。本種の減少は、水田の減少とも関係があるように思われると記述されております。

このような希少種であるニホンアカガエルの生息が紀美野町で確認されたことは大変重要なことだと考えております。

以上、ニホンアカガエルについての認識について答弁とさせていただきます。

続きまして、伊都議員の2問目の二つ目、9月7日に審議会が開催されたと聞いていますが、進捗状況についてにお答えさせていただきます。

本年6月5日に町内の方からニホンアカガエルの町文化財指定申請書が町教育委員会宛提出されたことを受け、7月25日の町教育委員会において、町文化財保護条例第4条の規定により町文化財保護審議会に諮問することが決定されました。9月7日には紀美野町文化財保護審議会が開催され、冒頭、教育長から会長に諮問書が手渡され、その後、ニホンアカガエルを町文化財に指定するかについて審議されました。

今回の審議では、ニホンアカガエルの特徴や生態などについて確認し、町文化財指定について審議しましたが、実物を見たことのない委員さんもいるため結論は出ず、ニホンアカガエルの繁殖期である冬場、来年2月中旬に審議会を改めて開催し、委員が現地確認を行い、再度審議することが決定されたところです。

以上、9月7日に審議会が開かれたと聞いていますが、進行状況についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 6月2日の豪雨災害については、ほかにも質問者がおられますので、私は6月30日のNHKのギュギュッと和歌山の放送との関連で質問をしま

す。と言っても、私もこれ実際に見たわけじゃないんです。住民の方から連絡をいただいて、こういうのがやってたと、その人に録画したものを携帯で送っていただいて、内容を確認したということでもあります。

1番の問題は、なぜ対策室の設置をしなかったのかということについて、まず1番先に質問したいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

時間経過とともに検証した結果もこの前お示ししておりますけれども、改めて説明をいたします。

先ほど課長が申したように6月2日の9時9分に大雨洪水警報が発令され、町とすれば避難場所の準備を完了して11時24分に高齢者等避難、レベル3を発令した。これは11時24分でありました。11時25分に土砂災害警戒情報が発令された。これを受けて、配備体制1号を発令したのは11時30分でありました。このときの体制の人数は107名でありました。それは11時30分でありまして、その後言うてるうちに、12時10分に气象台から顕著な大雨に関する情報、線状降水帯が発生したとの情報を12時10分にいただいて、すぐに12時12分には避難指示、レベル4を発令したと。これを受けて配備体制2号、12時30分にはそういう体制、全職員164名体制で配備体制2号を発令したという時間経過がありまして、既に11時半からもう12時の間には、我々はもう臨戦態勢に入っていたということです。災害対策本部を開いてどうするかという議論をするいとまとかっていうのはなくて、もう既に総務課っていう場所で既に臨戦態勢に入ってたということで、形式上の災対本部の設置はしていませんでしたが、実質的な体制が取れて、それに基づいて行動を起こしてたっていうのは、もう既に11時半から12時の間でありました。

NHKがそういう形で、紀美野町は災害対策本部ができてなかったからどうのこうのとかっていうのは私も承知はしておりましたけれども、災対本部を設置してなかったからって言われてますけれども、事実上は災対本部が動いてたということでもあります。通常の災対本部というのは、別室のところで各課長全員が寄って今後の打ち合わせするんですが、そういういとまというのは全くなくて、既にもう先ほど言うたように臨戦態勢に入っていました。ということで、NHKから聞かれたときには、形式上の災対本部は設置してなかったということでお答えしておりますけれども、我々とすればその体制は十

分機能する体制が既に11時半から12時の間に取れて、その機能が果たされていたということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 結局実質的に体制を、対策室つくるだけの時間がなかったと。というか、実際これ対策室つくらないと災害救助法の適用は受けられなかったりするってことはあったわけ、それは事前に分かってたんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 災対本部がなければ災害救助法の適用を受けられないということとは、お隣の海南市は受けてます。それは、床上浸水の戸数が規定より遥かに上回ってたから受けたということになる。紀美野町はその規定に届いてなかったから、災害救助法の適用を受けてなかったということになるわけであって、災対本部がどうのこうのって言われてますけども、大事なのはそれが機能してるかどうかで、我々は職員がそういう体制でその対策に当たってたってということで、機能は十分果たしてたというふうに今も考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 先般、全員協議会で総務からこの資料をいただいています。これで説明は十分分かるんです。ただしこれ12時30分に発令した配備体制2号を維持し、それが実質的に災害対策本部として災害対策に当たったということになってますけども、災害対策本部をこしらえるということは、それなりの手続が必要なわけでしょう。どういう手続で災害対策本部というのは設置できるんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 災対本部を設置するのは、長が判断して災対本部を設置しますということでありまして。過去の今までの例で申し上げますと、災対本部っていうのは会議室で皆さんが寄って本部を設置しますというような形をそこで宣言するんですが、そんなことをしてるいとまがなく、既に先ほど言ったように臨戦態勢に入ってたということでもありますので、実質的な災対本部はそこで動いてたということなんです。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） それがさほど手間なことと思えないんですけども、なぜそういうふうになったのかちょっとまだよく分からない。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 既に職員が活動、動いてる中で、改めてまた会議室へ皆集めて災対本部を設置しますよってというような、そんな時間のいとまがなかったということです。もう既に臨戦態勢で皆それぞれが活動を始めていたということになりますので、時間的ないともと言われたらそのとおりだと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） そのために、しかし災害救助法の適用を受けられなくて、そのために国会議員に視察をしていただいて、国の激甚災害の指定を受けて、ようやく前へ進めたということで理解してよろしいですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 災害救助法の適用要件の第1条第1項に被災の規模っていうのがあって、紀美野町は、5,000人から1万人の町であれば、家屋の倒壊が40戸という規定があって、床上浸水3戸で一つの倒壊、流出とみなすということで、紀美野町であれば、120戸以上の床上浸水があって初めて災害救助法の適用がされるというのは、法の第1条第1項1号に規定されているということでもあります。

今回、県議会でも、知事を筆頭に国に対して、その規定ってというのは非常におかしいんじゃないのかということで、国に対して強く岸本知事は知事会でも要望していただけてるし、単独でも要望していただいている。県議会を挙げて、県挙げて国に対して、小さい町でその規定の要件というのは非常におかしいということで、強く働きかけていただいているところであります。

繰り返し申しますが、紀美野町の場合であれば、120戸以上の床上浸水があって救助法の適用になるということでありました。災害対策本部を設置してなかったから適用されなかったということではないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これはもうNHKの説明とは全く違うんですよ。実際言うと、これ高野口や九度山も紀美野町よりも小さい町ですけども、災害本部をつくってま

す。それで適用を受けられたということですね。救助法の適用を受けられたということでしょう。受けてない。ただNHKの説明ではそういうことで救助法の適用が受けられなかったと。そこは違うんですか。そこちゃんと説明してください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） NHKの放送は承知しております。しかしながらNHKの情報が正しいかといえばそうではないというふうに私は思っております。災害救助法の適用を受けたのは、今回は海南市だけであったと記憶しております。

もう一つ、九度山とか災対本部ができたというのは、そのときそのときの状況はちょっと分かりません。だから、紀美野も海南も、既にもうそういう臨戦態勢に入ってしまったから災対本部を設置して、いろいろ協議するいとまがなかったというのは、紀美野と海南であった。海南もきっと同じような状態になってたんだと思っております。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） そうするとこのNHKの説明どおりではないということでも理解してよろしいですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） はい。私はそう認識を持っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） この件については、これで一応終わります。

次のニホンアカガエルの件ですけれども、その生息地が今問題になっている太陽光発電の設置場所と同じ場所なんです。それで、太陽光発電の事業認可の進行状況についてちょっとお聞きしたいんですけども、事業者と住民自治会の代表との間で協約書が合意されて、住民課にも提出されているというふうに聞いてるんですけども、今の状況はどうなってるのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前11時06分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 伊都議員の御質問の中で、地元との協定書がいつされたのか、それから、今現時点で工事の進捗というか、事業の進捗はどうなっているのかというところだと思っております。

それについて、令和5年の6月13日に曲谷垣内委員会と事業者との間で協議が行われて協定書が締結されたということを知っております。

それから、現時点ではまだいついつ着工するとか、そういったことは事業者からも聞いてはおりません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これは正式に提出はされないんですか。協約書が。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この協定書というのは、地元、曲谷垣内委員会と事業者が締結したものでございますので、町に対してそれを提出する義務はないんですが、参考としてコピーは提供してくれています。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 協約書は住民課へ提出するんじゃないの。どこへ提出するんですか。提出はしない。自分たちでそれでこれ合意できましたということ、それだけですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほども申しましたが、事業所と地元の曲谷垣内委員会が独自に協定したものですから、それ自体が町に提出せなあかんっていうようなものではございません。提出する先はないんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） そしたらこれはどういう形で進んでいくん。そこらがちょっと私は分からへんねんけども、認可の状況とかというのはどういうふうな形で進んでいくものなんですか。もうこれで終わり。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 24 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 31 分）

○議長（美野勝男） 10 番、伊都堅仁議員。

○10 番（伊都堅仁） 審議会のことを質問したんですけども、審議委員の方から大体の概略、質問出した後でいただいています。これで見ると前向きに検討したいということなんですけども、とりあえずニホンアカガエルというのはちょっと変なカエルで、2 月頃産卵するというので、2 月の中旬ぐらいに次の審議会を開いて、その上で決定していきたいというような趣旨で書いているように思いますけども、それで、ただしこれ最終的には条例にするのには議会まで出てくるといふ形になるんですけども、その行程というか、どのぐらいの時期になるんだろうということを取りあえずお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 伊都議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

審議会の進捗につきましては、先ほど申し上げさせていただいたし、伊都議員のおっしゃるような内容だったと思います。

産卵時期の来年の2月中旬に現場を確認していただいて、次の審議会を開催するというので、その場はそこまでを決定したということになります。その上で、審議会として指定に足るのか足らないのかというのをまた判断いただいた結果をまた教育委員会へ返していただいて、教育委員会がその結果に基づいて指定するのকাশないのかというのをまた判断するという流れになります。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、伊都堅仁議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 11 時 33 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 13 分)

○議長（美野勝男） 続いて、2 番、中原和也議員。

(2 番 中原和也 登壇)

○2 番（中原和也） それでは質問させていただきます。町補助金の対象者を含めた制度拡充について質問します。

9 月現在、紀美野町の人口が 8,000 人を切りました。このまま人口が減少していくと、現在町が行っているサービスや事業の存続が厳しくなると予測できます。人口減少に歯止めをし、移住定住に向けた施策を強化しなければならないと思います。これはこの町の最重要課題だと考えます。

現在、定住や移住に向けた補助金等がありますが、今の社会情勢の中で、新築や改修工事、建材等の高騰のために、今の補助金ではごく一部分の改修しかできません。移住者だけではなく、紀美野町在住の方も含めた補助金等の見直しが必要だと思いますが、見解をお聞きします。

また、古民家と言われる築 50 年を超えるような家屋の屋根が傷んでることが多いです。家屋にとって屋根はとても大事なところですが、屋根がしっかりしていれば、古い家屋でもさらに長期間維持できます。屋根改修に特化した補助金が必要だと思いますが、見解をお聞きします。

次に、移住定住についてお聞きします。

子育て県下一を目指し、地球に優しい自伐型林業に取り組む紀美野町に多くの移住希望者が来られると思います。実際に短期滞在宿泊施設の利用希望者も多く、地域の方々とうまくお付き合いをしながら移住する家を探し、スムーズに移住していただくためにも施設の増設は必要だと思います。

また、空き家をうまく活用するため、普通に住める程度の改修工事を町が行い賃貸する高知県梶原町のゆすはらの家のような取組も必要だと思います。見解をお聞きします。

続いて遊休物件について。

紀美野町に空き家物件を所有している方々へ移住促進のために御協力をお願いするに

当たり、町も遊休物件を有効利用していくべきだと思います。現在、紀美野町が管理している遊休物件は何件あって、維持費は幾らかかっているのか。今後の計画をお聞きします。

最後に、学校給食についてお聞きします。

今、全国的に不登校の小中学生が増えていて紀美野町も同様だと聞いています。様々な要因がありますが、改善対策の一つとして学校給食が挙げられると思います。学校給食法（学校給食の目標）第2条について、どのように取り組まれているかお聞きします。以上です。

（2番 中原和也 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

中前企画管財課長。

（企画管財課長 中前貴康 登壇）

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうからは、中原議員の、まず1番目の町補助金の対象者を含めた制度拡充についての企画管財課に関する部分の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口減少のさらなる進行が当町の存続に関わる重要な課題であるということは、当町としましても十分に認識しており、人口問題の取組の基本的な指針として、第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2040年に6,000人を維持することを目標として、人口減少を遅らせることが必須の課題であると認識し、人口維持のための様々な取組を実施しているところでございます。

移住定住に向けての取組の一つとして、住宅の新築や改修を行う場合などに補助をする定住促進補助金事業の施策を実施しているところでございます。この制度につきましては、平成23年度に定住促進と活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するために創設され、平成24年度には、増改築についての補助対象額を当初の350万円以上から250万円以上に引き下げ、対象の拡充を行い、平成27年度からは土地の購入についても補助対象とし、1件50万円を限度として補助の拡充を行ってございます。また、平成28年度には、利用者の拡充を目的とし、対象者の年齢制限を40歳未満から50歳未満まで可能に改めました。さらに、こども子育て応援宣言に基づき、令和5年度からは住宅の購入・増改築についての補助対象額を250万円以上から50万円以上に引

き下げ、少額のリフォームの補助の拡充や、子育て・新婚世帯への補助金額の加算も新設してございます。当補助金は、移住者の方だけではなく、紀美野町在住者にとっても、より利用しやすいように取組を進めているところでございます。

この制度において活用された件数は、平成23年度から令和4年度までの間で179件の方が活用され、町外からの移住者の方が86件、町内在住者の方が93件となっており、移住定住の取組として一定の効果があったものと考えてございます。

また、屋根改修に特化した補助金が必要ではつきましても、現行の定住促進補助金において、屋根に限定せず、幅広い増改築・リフォームへの補助を行っており、様々な方にとって利用しやすい制度であると考えてございます。

今後も社会情勢を鑑みて、必要に応じ制度の拡充、見直しの検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 湯上まちづくり課長。

(まちづくり課長 湯上増巳 登壇)

○まちづくり課長 (湯上増巳) 私のほうからは、中原議員1番目の町補助金の対象者を含めた制度拡充についてと、2番目の御質問、移住定住についてお答えさせていただきます。

中原議員1番目の御質問、町補助金の対象者を含めた制度拡充についての移住者の方への補助金についてお答えさせていただきます。

当町では、人口減少対策として、かねてより移住・定住支援施策を推進し、令和5年3月末時点で合計96世帯180人の移住実績がございます。移住者の方への補助金につきましても、従来より和歌山県の空き家改修補助金があります。この補助金は補助率が3分の2で上限80万円です。この県の補助金に上乗せをする移住推進空き家リノベーション補助金を令和4年度に創設しました。これは、空き家の改修工事に要する経費で、国・県または町の制度による他の補助等の対象とならない経費に対する補助金で、補助率が3分の2、上限額が100万円であります。

議員御提案の補助金の見直しの件ですが、創設されて間もない補助金であることを勘案しまして、現在のところは見直す考えはございません。

また、家屋にとって屋根はとても大事なところというのは認識してございます。屋根

に特化した補助金ということではありますが、現在の補助金は屋根も含めた空き家改修補助金と考えております。

しかしながら、今後におきましては、必要に応じ制度の拡充、見直しの検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、中原議員 2 番目の御質問、移住定住についてお答えさせていただきます。

本町への移住希望者が移住を検討する際、及び移住決定後の準備期間に滞在するため、令和元年度より短期滞在施設を 3 棟を設置し、利用いただいているところです。議員御指摘のとおり、地域の方々とうまくお付き合いをしながら、移住希望者の方がスムーズに移住をしていただけるよう、本年度より 1 棟を増設し、現在改修工事中であります。

また、現在空き家の改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県の補助金、町の補助金を使っていただき改修の補助をさせていただいているところでございます。

議員御提案の空き家をうまく活用するため、普通に住める程度の改修工事を町が行い賃貸するという取組についてですが、住宅の改修については、借り主の好みにより改修いただくほうが生活しやすいのではと考えており、空き家リノベーション補助金を活用いただくことで支援することとしています。

しかしながら、梶原町の取組は非常に参考になる取組ですので、移住希望者の需要を見極めるとともに、財政事情を鑑みながら今後研究してみたいと考えますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 湯上増巳 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康) 続きます、私のほうから中原議員の 3 番目の遊休物件についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、有効活用可能な遊休施設を有効利用することについては、地域の活性化、雇用機会の確保や移住促進、また公共施設の適正化にもつながる取組として必要であると認識してございます。

当町におきましては、当初の利用目的を終え、普通財産となった有効活用可能な施設については、地域団体や学校法人などに貸し出しするなど、有効的に活用している事例

もでございます。

さて、議員御質問の遊休物件は何件あって維持費は幾らかかっているのか、今後の計画はについてでございますが、現在、紀美野町が管理しております185施設の中で遊休施設は9件あり、管理費の案分が難しい美里支所を除く8件の令和4年度の維持管理費は約850万円の支出となっております。

町として少しでも費用負担を抑えていくことが必要であり、また地域の活性化、雇用機会の確保や移住促進に向け、今後さらに取り組んでいく必要があると考えてございます。そのための手段の一つとして、遊休施設の利活用は重要な手法であるため、それぞれの施設の特性に合わせた利活用を検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長 (曲里充司) 中原議員の4問目の学校給食についてお答えさせていただきます。

不登校は、児童生徒への様々な外的・内的要因が個々それぞれ複合的に絡み合い、表出していると考えられ、当町だけでなく全国的にも不登校児童生徒の数は増加しています。

確かに児童生徒の中には、学校に来て給食を食べることを楽しみにしているこどもおり、おいしい給食を提供することは、そのこどもたちの期待に応え、登校する刺激の一つになることも事実だと考えております。

学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであると述べられており、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的に規定されております。

学校給食法第2条についての当町での取組については、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図れるような献立作成に努め、給食がこどもたちの楽しみの一つとなるようバラエティに富んだ献立作成を心がけております。

また、こどもたちがいただきます、ごちそうさまの持つ意味を知ることを通して、食べ物があるところへ届くまで様々な人たちの努力に支えられていることを考えさせる

指導にも取り組んでいます。

食に関する指導は、各小中学校とも全体計画に基づき、各教科領域を通じて栄養教諭が中心となり担任や教科担当教員が計画的に行っているところです。

以上、学校給食についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。それでは、1問目、補助金についての質問をさせていただきます。

先ほど言わせていただいたとおり、非常にコロナ禍の影響で、ちょうど4年ぐらい前と比べて今の建材が2倍から3倍以上という価格になってまして、木材でも、もうひどいってというか、いい木になればなるほど3倍以上の値がついているという状況で、見積もりをしていただいても、1か月先には値段がまた上がってるからっていう状況で、とてもこの補助金だけではっていう部分もあるんですけども、それは補助金あるに越したことはないんですけども、実際私も移住してきて、いろいろリノベーションをしていく中で感じてるんですけども、例えば100万いただいたからといって、じゃあどこをリノベーションするんかって言ったらほぼほぼ使えないんですよ。大体屋根が傷んでることが多いので、屋根を触ると全く赤字で、じゃあ次水回り、トイレとか風呂を触ろうかいったところでも、ほとんど100万じゃ追いつかないという状況はありますので、恐らくこの補助金をつかった、この制度をつかったときと比べて全く状況が異なっていると私は感じております。なのでもう少し、答弁の中でも今後制度拡充について考えていってくれるとお答えはいただいたんですけども、なるべく早く、本当に早急に、どんどん移住希望者が来てるんで、実際に田舎暮らししたいって言う人たちも動いています。

紀美野町のような中山間の田舎って言うのは、近畿でも日本全国どこでもあります。その中での移住政策の中の補助金っていうのも大体似たような金額で、高いところはもうちょっとあるかもしれないですけども、100万から100万ちょっと切るような値段で補助金が出されてる自治体も多いです。

これは、こういう議員の活動の中で日頃役場の中で活動しているとよく課長の方から似たような案件を探してそれに基づいて考えていくとか、事例がないからちょっとそれ

は難しいんじゃないかっていう言葉をたまに聞いたりするんで、そんなことを言っていたら、変な言い方、せっかくの移住希望者をよそに取られてしまうということも考えられるので、ぜひこの辺は、目を引くようなね、紀美野町ってすごいなというぐらいの補助を出してあげるほうが僕は人口減少の役にも立つのではないかなと考えてます。

先ほども答弁の中に3分の2を超えて上限で100万ほど補助金が出るってお答えいただいたんですけども、100万円っていうきっちりしたその数字の根拠は一体何なのか教えていただきたいです。

○議長（美野勝男） 湯上まちづくり課長。

○まちづくり課長（湯上増巳） 町の補助金の100万円の根拠ということですけども、これが根拠ということになるかどうかは分かりませんが、この補助金を考えるときに県内の市町村の状況というのを調べました。県内で最高で100万円出していると。この額と同じだけ補助しようということで100万円という金額になりました。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。そういうところだろうと思ってたんですけども、やっぱり先ほどから言ってるように、やっぱり100万ではちょっとなかなか厳しい部分があるので、これは提案というかあれなんですけども、浄化槽なんかやったら、年間これぐらいで補助金、町が出す補助金のマックスの値段を決めて、それ以内の、件数は決めず、浄化槽設置の補助金を出していくっていう制度があったと思うんですけども、それと似たような感じでね、早く補助申請したほうがいっぱい補助が取れるみたいなじゃないですけど、できる限り、古民家によっても、屋根が傷んでない古民家もあれば傷んでてとか、いろんな状況があると思うんで、古民家に応じた補助金を出すようにしてもらったほうが僕は、一律100万っていうのは、それは確かにいいようには聞こえるんですけども、やっぱりその建物に合った状況の補助金を出せるとか、もうちょっと積極的に何とか考えてもらえればなというふうに思います。

それはまた今後ともいろいろ拡充する中で考えていってもらいたいと思うんですけども、あと屋根の件に関しても、私は不動産屋さんで古民家の改修の仕事に2年ほど携わっていて、大体どこの古民家も屋根が一部痛んでます。その一部を放っとくがために、そこが傷んできてシロアリが発生して、結局大改修工事になったりとか、もしくはもう

解体せなあかんとかいう状況が多く見られました。実際に紀美野町在住の高齢者の方々も、こどもがいずれ住んでくれるようにと、今紀美野町から出ていっているこどもたちもいずれ帰ってくるであろうという設定か、そういう思いで一生懸命家の手入れしたり、畑の手入れをして、いつでも帰ってこれるように努力していただいています。ところが、屋根に関してはやっぱりね、年のためか、屋根までは補修が、やっぱり屋根っていうのは特殊なところなんで、職人でないとなかなか触れない部分も多いんで、結局後回しにして水が漏れてきて、とても人が住めるような家じゃなくなったよって嘆くおじいさん、おばあさんの声も聞くんでね。そういった、せつかくいずれこの町に戻ってくる人たちのために頑張っている御高齢の皆さんのためにも、そういう手の届かないようなところを町が補助してあげるような制度を本当に考えてもらわないと、屋根だけでなくほかのどこっていうんですけども、やっぱり古民家は屋根が命なんですよね。屋根さえきっちりきれいにしていれば、今から50年先でも、例えば今年やり変えたら50年先までまだ家はもつ可能性はあります。それぐらい昔の家屋の木はいいものを使ってるんで、ちゃんと管理さえすればそれぐらいもちますし、また有効利用もしやすくなってくるんで、今のうちからそういう屋根の点検をして、きっちり直すことによって、今後の移住者のためにもなってくると思うんで、ぜひその辺も、拡充を考えるときには重要課題として考えておいていただけたらなと思います。

では次に、移住定住についてお聞きします。

ここで何が一番言いたかったのは、結局、町が改装して賃貸をする、このシステムは本当にいいのではないかと、僕は移住してきたときからそれは感じてたし、実際に移住してきた人の中でも、やっぱり梶原町の話は聞いたこともあるし、そういう取組っていうのは本当に一番今の紀美野町に合ってるんじゃないかなと。課長が言われたように、実際に家の所有者が自分の気に入ったような改装するといったものが、それは一番理想なのかもしれないですけども、もう御高齢の方々がどんなふうにしたいとかいうイメージも湧かないと思うんですよね。ある程度の提案、こういう形にしたらどうですかとかいう提案も必要だと思う。僕からしてみれば丸投げやんと思ってしまうんで、できればそういう、実際に、言われたようにいい取組だと言われるんですから、いいものは積極的に取り入れてどんどん進めていくべきだと。もう待たないですからね。もう8,000人切って、日本としてはもうどんどん人口が減っていくってのはもう分かってるわけですから、もう人の取り合いになってきてるわけですから、できるだけそういう移住

希望者に希望に添えるような家をどんどん残したり、提供してあげたりとかいうことを本気で考えていかないと間に合わないと思うんで、今、梶原町のゆすはらの家のような取組を考えていると言われたんですけども、具体的にどの程度考えているのかお答えいただきたいんですけど、お願いします。

○議長（美野勝男） 湯上まちづくり課長。

○まちづくり課長（湯上増巳） 梶原町の取組についてですけれども、非常に参考になる取組ということで捉えております。それで、実際まだやる、やらんというのはまた別にしまして、今後メリットであったりデメリットというところもあるかと思しますので、今後、やる、やらんというところにつきましては、今後研究していきながら見極めていきたいと考えております。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今後とは、具体的にここはちょっと聞きたいです、どれぐらい先で決めていきたいと思ってるんでしょうか、お願いします。

○議長（美野勝男） 湯上まちづくり課長。

○まちづくり課長（湯上増巳） 今後というところなんですけれども、財政事情等もございますので、その辺は慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 分かりました。それでは僕もしっかり財政の勉強をして、次の質問に備えたいと思います。

それでは遊休物件についてお聞きします。

1,805件も町の所有する物件があるとか、びっくりしたんですけども、その中で遊休物件が8件で、年間850万かかっているとお聞きしました。この8件をうまく動かせばこの850万が浮いてきて、先ほどの財政もこれで補えるんじゃないかというふうに考えると、一刻も早くこの遊休物件の有効利活用を考えてもらいたいなと思うんですけども、例えば、どんな物件があるか私は分からないですけども、先日、議員の皆さんと奈良県の明日香村へ行ってきまして、シェアオフィスとか、あとシェアショップですかね、そういう取組を見てきまして、とてもいい取組だなと。特に紀美野町はまちづくり学校という学校をやってみて、あそこの卒業生たちにぜひそういうシェアショップとかシェアオフィスを使ってこの町で起業してもらえたらなと考えるんで、そういうふうな取組は考えているのかお聞きしたいです。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 中原議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、町全体で185施設のうちということで9件、現在遊休施設が9件ありますよということで、現在も地域団体の方であるとか学校法人であるとかっていうところでも様々活用されている事例もございます。

そういった中で、今議員さんが言われたようなシェアハウスであるとか、例えばワーキングスペースであるとか、様々な取組をされている自治体の事例も把握してございます。そういったことについて活用していくということもありますが、まずは当初の目的が達成しなくなったときに、役場の中でほかの目的の施設として利用できないか、まず検討させていただきます。次に地域の方、地域への目的に使用できないか、そういったことを検討した上で、その次の段階で民間への提案であったりとかっていう形での活用というものを考えていく必要があると当然認識してございます。

先ほども言ったとおり、現在の8施設のみで850万円の年間の維持管理費がかかってきてございます。そういった中で考えて、やはり歳入の財源の確保ということも必要になってきますので、様々な手法を用いて利用できる施設につきましては活用今後もしていく方向で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 民間へ委託するというところで、施設も大きさもまちまちだと思うんですけども、大きい施設なんか、例えば学校なんかやったら結構広いですし、どの施設が含まれてるかも今の段階で私は分からないんですけども、例えば大きい施設を使うとなったときに、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンドっていう制度があると。最近、何年か前にできた制度らしいんですけども、これは、成果連動型委託契約、これを使って、財政も半分で済みますし、この制度を使えば。また成功率もかなり高いということなんで、こういったことを取り組んでくれるような民間を探して、町だけで考えつかないことを民間に依頼して、どんなことができないかとかみんな話して、こういう取組も取り入れていったらどうかなって私は個人的に考えているんですけども、私もいろいろ経験してきたんで、また一緒に今後のそういう取組等一緒に考えていただければ、僕もありがたいなと思いますので、またよろしくお願いします。

次、行きます。学校給食について。

不登校の子が増えてきて、学校行かない子が増えていると聞いて、まず何か対策はないかなと考えているときに、私、とても、次長が言われたように、学校給食がめちゃくちゃ好きで、給食食べるために学校行ってたっていう小学生のときの僕がいてるんですけども、そういう楽しみがないぐらい今の給食はおいしくないかなとちょっと疑問か、何か寂しいような思いがあるんですけども、私は以前から学校給食をオーガニックにっていうことでいろいろ調べてる中で、この学校給食の目標、学校給食法第2条っていうのを見まして、これを読んでも、今本当にこれがちゃんと取り組まれてないんじゃないかなということで質問させていただきました。

この学校給食法第2条、一つ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。二つ、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を養い、及び望ましい食習慣を養うこと。三つ、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。四つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。五つ、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。六つ、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。七つ、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。もうこれをやっていけば、これが本当の教育の基本じゃないかなという、私はどうしても農家目線でこれを読んでしまうので、これをもっと徹底的にやっていただきたいなと思います。特にこの4番目に書いてある食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことということは、まさに有機農業じゃないかと。

この調査に当たって栄養士の先生と話をさせていただきました。栄養士の先生も、やっぱり紀美野町産、紀美野町で採れた野菜、米をやっぱり子どもたちに食べさせてあげたいということを強く言われてました。

ところが紀美野町も、前回の質問のときにも吉見課長から教えてもらいましたが、紀美野町の農地、例えば野菜を作る農地っていうのは、紀美野町の農地の中の2割しかない。実際もっと少ないんじゃないかなっていうぐらい、あまり僕からしたら畑が見えるような状況はないんですけども、その中で紀美野町の人たちに地産地消、特に学校給食にだけと言ってもなかなか足りない状況じゃないかなという中で地産地消は難しいなと思

います。でも、やっぱり学校給食をオーガニックにっていうことも考えていくと、できるだけ地域の方々に学校のために、子どもたちのために野菜を作ってもらい、米を作ってもらいという取組を進めて、実際に農家としたら、学校が子どもたちのために直接農家から、直接は難しいとしても、そういう野菜を作れば学校の子どもたちに届けることができる、もう喜んでくれる顔が目にあるという、これは農家にとってすごくうれしいことなので取り組んでくれる方々も多くなると思います。

やはり有機農業というのは自然とともに野菜を育てていく、虫も植物も徹底的に抑えるのではなく共存していく。まさに書いてあるとおり尊重して農業をしているので、紀美野町の中でそういう取組をしてくれる農家があれば、子どもたちもその農地に行って、いろんな野菜の作り方、またそれに携わっている農家の方々、またそれに関わるいろんな人の関わり方っていうのを直接目にして学ぶことができるので、こういったことをどんどん取り入れて、学校教育もこれから変わらないといけないと世間も言い始めてますし、そろそろ紀美野町としても新しいスタイルの教育として、こういう学校給食法とか食育法とかありますけれども、それに基づいて、国語、算数とかそういうことだけではなく、もっと農業とか技術家庭科、昔はいろんな、僕からしたら楽しい授業もあったんですけど、最近はそれもないとお聞きしてます。こういったことをどんどん、もっと自然の中に教育というか、フィールドを求めて出ていってもらいような取組をしてもらいたいなど。そうすれば紀美野町の中ですばらしい循環が起きて、栄養士の先生が言っていた、本当に紀美野町で採れた野菜を子どもたちが喜んで食べる姿が目に見えようになるので、ぜひそれをやってもらいたいと思います。

こういうことを通して、子どもたちが本当に食物、食べるものの、人間の生きる根源ですよ、この根源の意味を知ったとき、作り方を知ったとき、そこからまた新しい子どもたちの意欲が出てくると思うんですね。

今世の中では主体性のある人が求められています。主体性とは、自分の考え、判断に基づいて責任を持って行動すること。結局食べるものの、例えば米ができるっていうのをどうやったら米ができるかって今の子どもたちは知らないわけですよ。野菜はどうやってできてるかも知らない。それを学ぶことによって物事の本質的なことが見えてくると思うんです。そうすると、自分の考えで、これはいい、これは体に悪いとか、いろんな判断とか出てきて、じゃあ次はこうしようかなとか、そういうつながっていくと思うんですね。今はもう与えられたことしかできない。だから給食にしても、出された

ものをそのまま食べるだけ。恐らく栄養士の先生の話では、今日はどこどこ産の野菜を使った給食ですよって説明しているようですけども、もっと詳しくね、子どもたちが、これはあのおっちゃんが作った野菜やとか、この米はどうやって作られたんかなって考えるようになったらまたおもしろくなってくるんじゃないかなと思います。そういう本質的なことを学べる場がないからこそ主体性がなくて、考えれないんだと私は考えております。

実際に有機野菜と普通に売られている野菜では、やっぱり味も違うし形も違うし、でも栄養価は有機野菜のほうが高いんでね。ぜひそういった野菜を取り入れて健康になってもらいたいなと思います。

一つ教育委員会に聞きたいのは、前のときでもおっしゃってたと思うんですけども、オーガニック給食にしないのは財政上の理由があると、一つお聞きしたと思います。じゃあお金抜きに考えたときに、オーガニック野菜と普通の野菜、どっちがいいと思いますか。教えてください。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） たくさん中原議員から今お話ありまして、最後のオーガニック給食がいいか悪いかという話ですね。財政面を抜いたときに。

口に入れるもの、食というのは、安全安心で旬のものが一番おいしいわけでありまして、そういうことを考えたときには、身近で取れた、しかも新鮮な、しかも安全な野菜ってというのはね、これはいいに越したことはないというふうに個人的に私は思います。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。当然ですよ。当然安心安全の野菜が絶対いいと思います。

やはり子育て県下一を目指す紀美野町としてはね、予算でそれができないっていうのは僕はあり得ないと思う。やはり、県下1位を目指すのであれば、予算を組むときに学校給食を第一優先、子育て第一優先の予算をつけて、あとを組み替えていけばいいことで、まず、子育てとか学校関係に関するの予算を第一優先にするっていうぐらい、どこかの市でありますよね、最近有名な。それぐらいの意気込みでないと、県下一には私はなれないと思います。そこを今後考えていっていただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） ありがとうございます。今はそういうふうな方向でっていうことを、財政的な面だけが全てじゃないんですけども、財政的な面とか、あるいは調理の手間とか、あるいは食材の確保とかね、いろんなことがやっぱり見ていただいていると思うんですけども、議員おっしゃるように、全てそういう形っていうのは不可能に近いと私は思っているんです。それで、できる範囲のことで、できる回数で、今日はこういう食材使ってたんやでという、そういう、子どもたちが、やっぱり今日はおいしかったとかね、そういう経験も大事だなと思うので、そんなことを何回か経験させてあげられないかということについてはまた研究していきたいと思っております。

○議長（美野勝男） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、1番、徳田拓嗣議員。

（1番 徳田拓嗣 登壇）

○1番（徳田拓嗣） 町の役場職員の空調服配布について。

今年の6月の2日豪雨災害で町職員が現地調査する機会が増えて、なおかつ今年の夏の猛暑で空調服を着ない、汗まみれで調査している姿を見て、ただでさえじっとしていても暑いのに、現在の作業服では大変暑そうで過酷だと実感いたしました。

そこで、現地調査が多い課で、外で調査する職員を対象に空調服の配布を提案いたします。その点についてお聞きいたします。

続きまして、中学生のタブレットでの悩み相談のシステムはどうかということですが、中学生の多くの子どもは悩みが多くて、誰にも相談しにくい年代とも言われます。電話や対面での相談はハードルが高いと感じている子どもたちの悩みを拾い上げるのに、現在、生徒たちが使用しているタブレットで、どのような悩みを誰に相談したいかなどの操作を簡単タッチでできるようにして、早期に発見できるシステムがあります。長野県佐久市の教育委員会で今年の6月から始めたばかりですが、このシステムは、悩みのある子どもを初動で発見するのが最大の目的です。

このシステムは、まず、子どもが簡単タッチで、どのような悩みを誰に相談したいかを選ぶ画面が出て、送信された内容に応じて、町の教育課の担当者が各学校やスクールソーシャルワーカーなどと連携し、サポートをしていくシステムです。つまり、悩みを受けた教育委員会の教育職員が、内容によって学校や先生や社会福祉などに連携して解決していくシステムです。このようなシステムについて、町の意見をお聞きします。

（1番 徳田拓嗣 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、私のほうからは、徳田議員の一番目の町役場職員の空調服配布についての御質問にお答えいたします。

議員が御提案されております空調服は、体温や発汗量を一定にし、体力の消耗を防ぐことができることから作業効率のアップの期待ができます。加えて、風量の調節も可能であり、体の冷え具合や作業内容に応じて快適に使用することもでき、熱中症対策としても効果があります。また、最近の空調服は軽量で長時間着用しても疲れにくく、体への負担も少ないものもあるようです。

当町としましても、暑い時期の職員の熱中症等対策として、現在必要な業務に応じて必要な部署には既に空調服の支給を行っております。今後も必要な業務に応じて空調服の支給を行っていきたいと考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、町役場職員の空調服配布についての答弁とさせていただきます。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

（教育次長 曲里充司 登壇）

○教育次長（曲里充司） 徳田議員の2問目の中学生のタブレットでの悩み相談のシステムはどうかについてお答えさせていただきます。

現在、生徒の不安や悩みについては、主に担任や養護教諭を中心に学校全職員が相談に乗ってます。しかし、よく知っている人には話しにくい場合もあり、その場合は県から派遣されているスクールカウンセラーや不登校支援員、町独自で、野上中学校と野上小学校に配置している学校教育相談員がその役割を担っています。

また、年3回、学期ごとに児童生徒の生活習慣やいじめについてのアンケートを実施し、直接言いにくいことや見たことなどを担任に知らせる取組も行っています。

学校以外では、県教育委員会が実施しているLINEによる相談、法務局が実施しているSOSミニレター、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターが実施している電話相談やLINEによる相談など様々な窓口があります。これらについては、学校を通

じて生徒に全て広報しています。

議員御指摘の学校のタブレットを活用した悩み相談については、タブレットの授業以外での使用になり、管理が難しくなることが予想されます。

学校としても、生徒の様子や言動に十分注意を払い、生徒の変化を素早く捉え、対応するとともに、今ある様々な窓口をさらに積極的に広報することにより、生徒が自分の不安や悩みについて解決できる糸口が見つけられるよう努めていきたいと考えております。

以上、中学生のタブレットでの悩み相談のシステムはどうかの答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、議席で起立して質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） これから年々暑くなり、人口の減少で町の職員の数も減ってきます。この広い紀美野町では、今まで以上に1人の職員の仕事の量や現地調査する数も増えていくと思われれます。それと、紀美野町は山あり、谷あり、川あり、非常に距離が長いです。今まで1時間経過して休息していたのが空調服を着て2時間ぐらい経過しても休憩しなくてもよいので、仕事の効率と職員の熱中症の安全面においても、これからも必ず必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 徳田議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるように、やはり空調服の必要性というものは当町でも感じておりますので、現在もそれに必要な業務に対しましては空調服を支給しているという現状でございます。先ほども言いましたけども、やはり必要な業務に応じて今後も空調服の支給は行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） ここにおられる大半の方は、私を含めて50歳以上で、昔から我慢を強いられていた世代でもあります。今まで我慢できたから大丈夫だという考えはおありかと思えます。それと、楽をするのに抵抗感がある方が多いと思われれます。私

も最初は本当に涼しいのかという抵抗感がありましたが、初めて空調服を着て仕事が終わったときの感想は、もう少し早くから着ておけばよかったと実感したのを覚えております。空調服も年々開発されて涼しくなっています。紀美野町のために働く職員は、夏は少しでも快適に安全に仕事ができる、これも働き方改革だと思います。

今年の6月みたいな豪雨災害や地震、台風などが起これば必ず人手不足になります。私も災害の影響を受ける仕事柄なのですが、災害が起これば必ず普通以上に思うことがあります。それは改めて従業員の大切さ、ありがたさ、健康面をいつも以上に心配いたします。ここで働く職員は紀美野町にとって大切な方々です。何度も申しますが、夏は少しでも安全に、快適に、ストレスがないように、できるだけよろしくのほどお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 求められているんですか、答弁。

○1番（徳田拓嗣） 今以上に空調服の数を増やしていただけないでしょうか。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 先ほども言いましたけども、やはり必要であるところには必要数を支給していくという方向でございますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） この答弁はこれで終わります。

続きまして、中学生のタブレットの悩み相談のシステムはどうかということですが、次長がおっしゃられたみたいに、現在のシステムでは、虐待やヤングケアラー、育児放棄などの家庭に問題がある場合には、なかなか親が正直に言わないし、こどもの声が上がってこないかと思われま。教育委員会や学校の先生方はこのお母さん、お父さん、この人だったら大丈夫だという認識にとらわれていて、そこに落とし穴があったと思います。長野県佐久市でも6月、8月まで家族の相談が一番多いという結果があるみたいです。

それと、大阪公立大学大学院、現代システム科学研究所山野則子教授の「困難を抱える子どもの「安全網」整備急げ」が書かれております。

声にならないこどもの悲劇、少し読ませていただきます。こどもの虐待や貧困が見えにくい中でコロナ禍となり、ますます子どもたちの抱える問題は見えにくくなった。2

020年度の山野研究室2021では、約9割のこどもがストレスを抱えていること。約3割のこどもが学校に行きづらいつ感じていることが明らかになった。文部科学省の報告からこの生きづらいつを拾うと、実際に2021年度には、小中学校の不登校児童生徒数は、前年比4万8,813人増で過去最多となり、また、2021年の児童生徒の自殺者は499人、前年比100人増で過去最多となっていた。国の調査からコロナ禍でその存在が明らかになった。ヤングケアラーの割合は高校生4.1%、中学生5.7%、小学生6.5%であり、大人のイメージとは違つて、年齢が低いほど厳しい実態であった。同じく小学校への調査から、世話の内容に関して、教師の主観的認識とこどもの認識のそご、つまり意見や事柄が食い違つて合わないことも明らかになっている。こどもの苦しみは声に上がりにくく見えにくい。まずこのことを認識する必要がある。こどもには何らかの安全網が必須な理由である。約9割のこどもがストレスを感じていたというこは、ほぼ全てのこどもであり、まさか自分の目の前で明るく振る舞っているこどもがストレスを抱えていると、誰も想像しなかつたかもしれないという数字である。明るく振る舞う目の前のこどもが苦しい状況にあることを大人はなかなか気づかない。安全網と考えたとき、家族が気づくのが難しい場合や、家族が厳しい状況にある場合もあるため、こどもに関わる機会が多い教師や保育士、教育委員会などの大人がどれだけ気づけるのか、ここに仕組みの整備が必要であると言われております。

現在、二つの中学校で130人ぐらいつおられます。紀美野町では、生徒がタブレット一つづつ所有しておりますので、このシステムをお勧めいたします。何度も申し上げますが、このシステムは悩みのあるこどもを初動で発見することが最大の目標です。

私も中学時代は、親や先生になかなか悩みを打ち明けづらかつたし、打ち明けなかつたことを覚えております。どんな悩みでも気軽に簡単にできる、現在に合ったシステムだと思つます。少しでも遅れてしまえば取り返しのつかない事態まで発展いたします。現在、こどもは携帯電話では話はしないで、LINEやメールで友達と会話しているこどもが多いです。いじめ、孤独、ヤングケアラー、虐待、勉強、友人関係で悩むこどもたちが気軽に投稿システムが必要です。2050年には間違いなく今の小中学校のこどもたちが紀美野町や日本を背負つていく時代です。この紀美野町の中学生の約130人のこどもを見守り、町全体で支え合いながら、私も今以上に勉強してまいりますので、このシステムが実現できるようにどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

○教育次長（曲里充司） 徳田議員の御提案です。現在、町内で使用している小中学校で配布している i P a d の使用については、なかなか個人のアカウントを使用するアプリケーションでは、なかなか管理下の下では使用しづらいと考えております。ですが、議員提案の先行自治体の運用状況も今後研究はさせていただきたいと感じております。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 本当にこれからもね、小学校、中学校の生徒もいるかと思えますけども、一人一人をほんまに大切に、私も全力で頑張っまいますので、御検討のほど。

以上で終了いたします。

○議長（美野勝男） 以上で、徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 2 1 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。

（午後 2 時 1 9 分）